

設計図書等に対する質問及び回答

業務名 米子市弓浜コミュニティー広場人工芝賃貸借

番号	質問内容	回答
①	契約書様式について 契約書（案）は入札前に開示頂けますでしょうか。	契約書（案）を別添のとおり開示させていただきます。なお、詳細においては、必要に応じて協議いたします。 また、本契約は議決を要する案件であり、仮契約締結後、本市議会の議決を受けた場合に限り有効となります。

米子市弓浜コミュニティ広場人工芝等賃貸借契約書（案）

米子市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、米子市弓浜コミュニティ広場人工芝その他これに付随する設備等の賃貸借について、次の条項により契約を締結する。

（賃貸借）

第1条 乙は、人工芝その他これに付随する設備、部材等一式（以下「物件」という。）を甲に賃貸し、甲は、これを賃借する。

（賃貸借期間）

第2条 物件の賃貸借の期間は、令和9年3月6日から令和14年3月5日までとする。

（賃貸借料）

第3条 物件の賃貸借に係る経費（以下「賃貸借料」という。）は、月額〇〇,〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇,〇〇〇円）とする。

（賃貸借料の支払）

第4条 乙は、甲に対し、毎月10日までに、前月分の賃貸借料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から30日以内に、甲の定める方法により、当該請求に係る額の賃貸借料を乙に支払うものとする。

3 乙は、甲が前項に規定する期間内に当該期間内に支払うべき賃貸借料の支払を完了しなかったときは、その遅延した日数に応じ、当該支払を完了しなかった賃貸借料の額に対し年3.0パーセントの率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（物件の管理）

第5条 甲は、善良な管理者の注意をもって物件を使用し、及び管理しなければならない。

2 甲は、物件の所有者が乙であることを示す表示等を損傷するなど、物件の原状を変更するような行為をしてはならない。

（物件の納入）

第6条 乙は、甲が指定する日（以下「納入期限」という。）までに、甲の指定する場所に設置及び施工を完了した物件を納入するものとする。

2 甲は、乙から天災地変その他の理由により納入期限までに物件を納入するこ

とができないとして納入期限の延長の申出があった場合において、これをやむを得ないものとして認めるときは、納入期限を延長することができる。

(保険)

第7条 乙は、物件について、乙の費用で動産総合保険（または、損害保険）を掛けるものとする。

(損害賠償)

第8条 乙は、甲が故意又は重大な過失により物件に損害を与えた場合は、甲に対し、その賠償を請求することができる。

2 前項の場合において、前条の動産総合保険（または、損害保険）により充当された乙の損害については、同項の規定にかかわらず、乙は、甲に対し、同項の規定による請求をしない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第9条 乙は、この契約により生ずる乙の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第10条 乙は、この契約の履行に当たって知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏らし、若しくは提供し、又はこの契約の履行以外の目的のために利用してはならない。この契約の終了後も、同様とする。

(契約の解除)

第11条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくこの契約に違反したとき、又はこの契約を完全に履行しないときは、文書をもって相手方に通知し、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であることが明らかになったときは、この契約を解除することができる。

3 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当することが明らかになった場合は、この契約を解除することができる。

(1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）を雇用したとき。

(2) 暴力団員をその役員若しくは代表者又はその経営に事実上参加する者（非常勤の者を含む。）としたとき、その他その経営に参加させたとき。

(3) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対し金銭、

物品その他の財産上の利益を与えたとき。

(4) 資金等の提供、便宜の供与等により、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

(5) 前2号に定めるもののほか、暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行ったとき、又はこれらと密接な関係を有することとなったとき。

(6) 代理、あっせん、仲介、交渉等のため、又は問題を解決するため、暴力団又は暴力団員を利用したとき。

(7) 乙若しくは第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるため、暴力団又は暴力団員を利用したとき。

(8) 暴力団又は暴力団員と物品の製造、原材料の購入その他の業務（この契約の履行のためにするもの以外のものを含む。）に係る契約（この契約の履行に関する下請又は再委託に係る契約を含む。）を締結したとき。

4 甲は、乙が前項各号のいずれかに該当する行為を行った者を相手方として物品の製造、原材料の購入その他の業務に係る契約を締結したことが明らかになったときは、この契約を解除することができる。

5 前各項に定める場合によるほか、甲又は乙は、原則として3か月前までに文書をもって相手方に通知することにより、この契約を解除することができる。

6 前各項の規定によりこの契約を解除したことにより生じた相手方の損害に対する賠償については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

7 第1項から第5項までの規定によるこの契約の解除が月の中途において行われた場合における当該月分の賃貸借料の額は、その月の初日から契約の解除の日までの期間について賃貸借料の月額を日割りにより計算して得た額とする。

8 前項の規定による日割りの計算における1日当たりの額は、その月の現日数を基礎として計算する。

（履行遅延による違約金）

第12条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により第2条に規定する賃貸借の期間の初日に設置及び施工を完了した物件を借り受けることができなかつたときは、その遅延した日数に応じ、第3条に規定する賃貸借料の月額に対し年3.0パーセントの率を乗じて計算した額の違約金の支払を乙に請求することができる。

（契約期間満了時の無償譲渡）

第13条 第2条に規定する賃貸借の期間が満了したとき、物件を乙から甲へ無償で譲渡するものとする。

2 前項の無償譲渡に係る譲渡対価は、金0円とする。

- 3 物件の所有権は、賃貸借期間満了日の翌日に、乙から甲へ移転するものとする。
- 4 前項の所有権移転に伴い、乙から甲への物件の引渡しが完了したものとみなす。
- 5 乙は、前各項の無償譲渡を甲が受けることについて、あらかじめ承諾するものとする。

(疑義等の決定)

第14条 物件の賃貸借に関し、この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年〇〇月〇〇日

甲 米子市加茂町一丁目1番地
米子市
米子市長 伊 木 隆 司

乙

この契約は仮契約とし、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づく米子市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年3月31日条例第52号）第3条による米子市議会の議決がなされたときに本契約となる。この場合において、当該議決がなされた日を本契約の締結日とする。

令和8年〇〇月 〇〇 日 議決